

## 告 示

### 埼玉県越谷県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和元年八月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年八月三十日

埼玉県越谷県土整備事務所長 木 崎 秀 夫

<p>吉場安行東京線</p>	<p>路線名</p>
<p>草加市柳島町字助三郎八番二地先から 同市谷塚上町字大沼五六四番二地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和元年八月三十日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十一年三月三十一日付け埼玉県越谷県土整備事務所長告示第二十一号で告示した道路予定区域の一部の供用開始である。</p>	<p>備考</p>